



丹波山

# 議会 だより

## Topics



12月定例会 ..... 2~7ページ

一般質問 ..... 8~12ページ



## 能登半島地震 被災地支援活動の 出前授業を実施

令和6年4月19日に丹波中学校の生徒に対し出前授業を実施しました。この授業では2月・3月に被災地で支援活動を行った2名の村職員が写真などを活用し、わかりやすく生徒に伝えました。生徒も真剣な様子で話を聞き、災害が起きたときの様子や、被災したときの心構えなどを知ることができて、とても良い経験になったと思います。

# 丹波山村小規模企業振興 基本条例の制定が否決！

12月定例議会は12月8日開会し、同日閉会しました。審議した案件は報告1件、条例等5件、補正予算6件、の合計12件が提出され、11件が原案のとおり可決いたしました。審議内容を要約してお伝えします。

# 会議村

令和5年

12月定例会

## ■令和5年度丹波山村一般会計補正予算（第5回）の専決処分の承認

歳入歳出予算の総額に歳入  
歳出それぞれ3,000万円

額を歳入歳出それぞれ17億4,150万9千円とするもので

ふるさと納税業務委託の補正です。

質疑應答

**守屋保志** ふるさと納税の委託料、3,000万円の内容についてお尋ねします。

載内容の拡充、寄附額が伸びる時期の対応、返礼品の開発や強化により寄付額が増額しました。

284円となっています。

億2500万円ほどありますけど、この中で共通の返礼品と、村の返礼品の割合、金額についてお尋ねします。

▲ (株) シーショアシルフ 磯部さん

ら、運用しています。



▲酒井隆幸議員

## ■丹波山村職員給与条例の一 部を改正する条例

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び山梨県人事委員会勧告を踏まえ、職員の給料表及び期末勤勉手当の支給割合の改定などを行うた  
めの一部改正です。

## ■丹波山村特別会計設置条例 の一部を改正する条例

簡易水道と下水道が公営企業となりますと、簡易水道、下水道の両特別会計は不要となりますので、それを廃止するための一部改正です。

## ■丹波山村公営企業の設置等

めています。

## ■丹波山村小規模企業振興基

### 本条例の制定

小規模企業の振興が村の地域経游の発展及び村民の生活向上に果たす役割的重要性を鑑み、小規模企業だけでなく、村や関係団体、村民が相互に理解、連携し、地域の経済のさらなる活性化を目指し、その基本理念や基本的事項を定めるものです。

本条例の基本理念としまして、小規模企業者が地域で経済や雇用など重要な役割を果たしているとの基本認識の下、企業自ら自主的な努力を尊重しながら、関係団体、機関が連携し、一体となつて支えていくことになつています。この基本理念に基づき、経営や人材育成などの基本的施策が示され、村、事業者、商工会などが連携し、村民の理解、協力を得ながら、小規模事業者の成長、発展を目指し、村を活性化していくという内容です。

### 質疑応答

守屋保志 昨日の全員協議会の説明で、商工会からの要望

であることは理解できました

が、この場におられる1名の議員を除く方々は商工会員であります。この条例案のことにについて何も認識をしていませんでした。商工会員、また、村民の皆様にご理解をいただけるよう、丹波山村小規模企業振興基本条例の制定に至るまでの経緯について改めて説明を求めます。

**振興課長** 丹波山村商工会から、丹波山村小規模企業振興基本条例の件について要望がありました。県内では、もうほとんど市町村が制定しておるということで、丹波山村でも定めてほしいとの要望をいただけ、検討した結果、今回、条例として提出したという緯です。

守屋保志 既にこの条例が制定されている自治体の実例を拝見しますと、幅広い観点から条例案を検討するために、識見者、対象企業、団体及び行政による勉強会や懇話会等を開催し、基本計画を策定し、それに対し、一般住民からの意見聴取、いわゆるパブリックコメントによる意見公

募を経て、計画が作成されていることが確認されます。丹波山村においては、このように基本計画の策定はしないのか、伺います。

**村長** 我々の勉強不足というところもあり、その辺の持つていき方は本当に足りないところがあつたかもしれません。商工会から、もう県内ではなくどの市町村が策定していると聞き、丹波山村でも作らなければいけないという、思いました。今時点で基本計画の策定は無いので今後商工会と、商工会側でも事業者と話さないと、先へ進めないので、事後になつてしまいますが、これは村のためになりますので、考えていきます。

**守屋保志** この基本計画に基づく施策について、その体系や具体的な施策の説明も企業や村民にないまま、この条例だけが先行するということになりました。対して、村長はどう捉えてるのか、伺います。

**村長** この事業は、順序間違えても、方向性はいいほうに行くと思います。条例、規則等を制定する中で、一步間違

えれば、村民の不利益やいろいろ問題が起きる可能性があることを、この条例で勉強しました。今後は、慎重に、勉強しながらやっていこうと考

**守屋保志** この条例でいう小規模企業の定義について、条文中にある中小企業基本法第2条第5項の説明をお願いします。

**村長** 法律が全て頭に入つているわけではないです。私の考えることは、本当に個人事業主も何も同じレベルで考えていきたいと思います。これはあくまでも、この条例の中でやるべきこと、国から県や村が補助することはあります。ですが、当然ここに入らない、法律上入らない事業主も、個人事業主であっても、村の協力としてはやつていきたいと考えています。

**守屋保志** この定義で、小規模企業者とは、例えば製造業、建設業とか輸送業などで、常に使用している従業員数が20人以下の企業です。そのほか、卸売業、サービス業、小売業などは5人以下というように人

数が定義で制限されています。先ほど、村長が言われた中小企業基本法の定義で村もやつていくということで確認したいのと、この村にも、例え20人以上の業者がいた場合、その業者にとつては全然無関係な条例になつてしまいますが、そういったと思われますが、そういったことは考えているのか伺います。

**守屋保志** この条例はあくまでも小規模事業者に対しての条例ですが、ここから外れた大きい企業や、個人事業主といふ人たちもいますので、それらがこの村のやり方で必要なことを認識していますので、本当にできるだけ広くやろうとは考えてます。

**守屋保志** 多分温泉は20人以上従業員抱えていると思いますから、この条例のままでいくと、除外となります。温泉も含めて、この村の中のそういう企業を網羅するのであれば、この条例の小規模企業も含めた条例というふうに、改正も含めて検討してほしい





民健康保険に加入している被保険者ということになります。妊産婦が対象です。

どのくらい減額になるのか

というご質問ですが、一例を申し上げますと、例えば旦那さんが1人で働いて、お子さんが1人、妊産婦のお母さんが1人で、収入が400万円程度の3人のご家庭になりますと、大体、国民健康保険税で4万6,000円の減額になります。あくまでも一般例、おおよその減額分をご理解いただければと思います。

廣瀬直照 問題は、申請がすごく面倒くさい場合が多くて、その時点で私はもういいやつていう可能性も出てくると思いますが、どのように申請すればいいのかお尋ねします。

住民生活課長 この申請については、本当に極めて個人情報になることですので、出産の予定者がいれば、母子保健の担当で、母子健康手帳を妊娠婦に交付します。そのとき課内では情報を共有できませんので、対象者が出了た場合にこちらから一応申請、妊産婦の証明を頂ければ、うちでは

把握できますので、減額の対象者として事務を進めさせていただきたいと思います。

## ■令和5年度丹波山村一般会計補正予算（第6回）

**守屋保志** この補正は現年課税分のみです。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,358万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,509万1千円とするものです。

### 質疑応答

**守屋保志** 村税の歳入が51

0万5千円、増えるという説明でしたが、その内容と理由をお伺いします。

**総務課長** 村税について、個

人の村民税の調定見込額が確定しました。425万2千円、を追加しております。同じく固定資産税も、軽自動車税も、当初予算より実際の調定見込みが多くなっています。固定資産税については、

軽自動車税については台数が増えている、村税については、所得が多かつたことが税額が増えた理由です。

**守屋保志** これは現年度分だけなのか、過年度の滞納分も含まれているのかお伺いします。

**守屋保志** この非課税分のみです。

**守屋保志** プロジェクトマネジャーについて、この予算を組み替えた理由を説明願います。

**地方創生推進室長** 任用形態

が、今回フルタイム会計年度任用職員として任用したため組替えをしました。

**守屋保志** 業務委託から任用すると最終的に支給される金額が幾らになるか把握しているのか伺います。

**総務課長** 村税について、個

人の村民税の調定見込額が確定しました。425万2千円、を追加しております。同じく固定資産税も、軽自動車

税も、当初予算より実際の調定見込みが多くなっています。

**守屋保志** 雇用関係があるのが任用で、無いのが業務委託

ということで理解しています

が、雇用関係の有無によって、どのようなことが変わること

お尋ねします。

考るかなので、会計年度任用職員でいきます。

**白木昭一** 扶助費の非課税世帯給付金、これは村で何件ぐらい該当するのか伺います。



▲木下喜人村長

**白木昭一** 扶助費の非課税世帯給付金、これは村で何件ぐらい該当するのか伺います。

**白木昭一** 扶助費の非課税世帯給付金につきましては、令和5年12月1日時点での丹波山村の住民基本台帳に登録されている世帯を対象に今想定しています。87世帯と予備で1世帯分計上しており、7万円掛ける88世帯の616万円が算定根拠となっています。

**村長** 雇用関係があるということは、基本的には職員スタッフは、昔でいう臨時職員です。

**村長** 今回は任用型で会計年度任用職員ということで、給料表等を使って支払いますので、基本的には保険代とか諸経費を加えると委託と変わらない予算になります。

**守屋保志** 会計年度任用職員と業務委託には、拘束時間、地方公務員法の適用、年金、医療保険、副業の可否等に差があるんですが、最終的な支給額は変わらないということ

**地方創生推進室長** 対象要件としまして、12月1日現在で丹波山村の住民基本台帳に登録されている世帯と、あと世帯全員の令和5年度の住民税均等割額が非課税である世帯、この2点が要件になつてますので、住民税が課税世帯は対象外となります。

**白木昭一** 私が今懸念していることは、山村留学や、新しく村へ移住してくれた人がたくさんいます。例えば、お父さ

の特別交付税措置があるのことで、その中でやろうという考え方で、あとは受け手側がどう



# 一般質問



守屋保志議員

## 地方公共団体の

### 条例と規則について

**守屋保志** 条例や規則を制定する理由をお尋ねします。

**村長** 丹波山村として財産の管理、事務処理、行政を執行するためには、当然条例や規則が必要となりますので、法律からそれないルールを丹波山村自身としてつくることだと理解、考えています。

**守屋保志** 条例の種類について、どのようなものがあるのか、お伺いします。

**村長** 幅が広過ぎまして、質問の趣旨、要旨が分かりません。丹波山の条例、例規集が2冊ありますといいます。

**守屋保志** 要旨というか、条例といふものはどういった種類があるかお伺いしました。条例の種類には、法令により制定をしている条例、例を挙

げると情報公開条例・個人情報保護条例・議員定数の条例・手数料の条例・地方税の条例・国民健康保険の条例・特別会計の設置条例・介護保険の条例などがあります。国の法律の次に、丹波山村で条例として制定しなければいけないものと理解しています。そして、任意条例というのが、表彰条例・公共施設設置等の条例、また、本定例会で新しく制定される小規模企業の基本振興条例、日本全国で制定されているまちづくり基本条例、こういったものが任意の条例です。

**守屋保志** 条例や規則を制定することにより、どのような効果があるのかお尋ねします。

**村長** 法律からそれることなく、村の行政を執行していく道筋になると考えていました。

というの、地方自治法の第14条の第3項に、普通地方公共団体は法令に特別のものを定めるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対して、2年以下の懲役もしくは禁錮、100万円以下の罰金、留置、科料もしくは没収の刑または5万円以下に過料を科する旨の規定を設けることができる、こういった地方自治法に定めがあるんですけど、ちょっと残念な答弁でした。認識がないということで理解しました。

**守屋保志** 今定例会において丹波山村小規模企業振興基本条例というものが提案されています。村内の小規模事業者が対象になると理解をしていますが、その対象となる小規模事業者への説明は済んでいるのか伺います。

**振興課長** 今回の基本理念を定めた条例を提出しましたが、今回該当します小規模事業者に対しては、説明はしておりません。

**守屋保志** 調べたところ、全国や県内の自治体でも同様な条例制定が行

すけど、答える側としては、通告、要旨っていうものがありまして、それに沿つてある程度やつてもらわないと、多分このまま答えが進まないと考えてますが、もう少し詳しくお聞いします。

**守屋保志**

通告要旨と今言われたんですか、通告要旨で制定する理由とか効果とか運用とか伺つております。

**守屋保志** 基本的に役場、総務課が主となり、管理します。それで、各担当で確認しながら運用、また改正等が必要になれば、対応していくという形になっています。

**村長**

基本的に役場、総務課が主となり、管理します。それで、各担当で確認しながら運用、また改正等が必要になれば、対応していくという形になっています。

われてていることが確認できました。いずれの自治体でも、時間をかけて計画案をまず策定し、パブリックコメントを経た上で計画を策定、決定するというプロセスを踏んで、詳細な説明をした後に条例を制定すると



白木昭一議員

いう経過が見てとれます。いきなり丹波山村はこの条例案が提案されましたが、小規模事業者に様々な体系や施策の概要などの説明がないまま、条例案が提案される理由を説明してください。

**村長** 後ほど条例の議案で出てきますが、県の商工連合会から商工会を通じて依頼があり、県内27市町村のうち、23市町村はもう制定していますが、条例ですので内容を見る限り具体的なものは示されていません。私は6月の議会で、そういう小規模事業者とか、起業等したい方々に支援できる何か基金等を考えていきたいというのもありましたので、この条例は小規模事業者、商工会関連ですけど、個人事業主等も含めて、村の

回の条例についてはパブリックコメントはしていませんが、村のためになるといふ、今回、上程しました。

中の事業者が活性化していくことで、この村がよくなると思いました。今度の内容を説明してください。

白木昭一 丹波山村長に就任され、早くも半年が経過いたしました。そこで、行政を引き継いだ長として、前政権に対する感想を伺います。

## 今後の村政の運営について

白木昭一 丹波山村長に就任され、早くも半年が経過いたしました。そこで、行政を引き継いだ長として、前政権に対する感想を伺います。

また、村長としてこれから何を変え、何をしたいのか、率直なご意見と決意を伺います。

白木昭一 まず、行政を引き継いだ長と

**守屋保志** 丹波山村でも表彰条例が制定されていますけれども、その制度の内容を説明してください。

**総務課長** この条例には、自治功労表彰、また一般表彰が入っております。表彰対象がある場合、毎年11月1日に表彰を行います。自治功労表

彰には、村長として満4年以上その職にあつた者、また、村議會議員、副村長及び教育長として満8年以上その職にあつた者、また、識見を有する者のうち選任された監査委員並びに教育委員会の委員、農業委員会の委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員として満12年以上の職にあつた者等が規定されています。また、一般表彰としては、商工業、農林業及び建設業、

**守屋保志** 村長は常々、法の遵守というものを公言されています。役場職員自らによる条例の未執行や実態のない条例の未処理も現に確認をされております。さらには、条例の制定

に向け、行うべき作業であるプロセスを踏まない事実について、執行機関を預かる最高責任者として村民に対する説明責任を果たすことはもとより、村の条例と規則についても十分にご理解をいただくことを念頭に

その他産業経済の振興に顕著な功績があつた者等が記されています。

**守屋保志** 毎年11月1日に該当者がいるときには、ほかの期日に行うことができるという旨の規定があります。

**総務課長** 本当に申し訳ないです。村長として満4年以上その職にあつた者については、該当があります。毎年11月1日に行う表彰の期日がありますが、ただし、特別の事柄があるときには、ほかの期日に行うことができるという旨の規定があります。

**守屋保志** 村長は常々、法の遵守というものを公言されています。役場職員自らによる条例の未執行や実態のない条例の未処理も現に確認をされております。さらには、条例の制定

に向け、行うべき作業であるプロセスを踏まない事実について、執行機関を預かる最高責任者として村民に対する説明責任を果たすことはもとより、村の条例と規則についても十分にご理解をいただくことを念頭に

しての前政権に対する感想ですが、政策に関しましては、私も役場職員として関わってきたことも多くありますので、特にこの半年で変わった感想はありません。ただ、いろいろ事業を運営してきた中で、これはいつの時代でもそうなのかもしれません。ただ、これまで数年もですが、極端な偏りが生じているかなという感

置き、行政運営を進めていく必要があると考えます。よつて、条例と規則の制定について、その周知の在り方も含め、村長の所見を伺います。

**村長** 先ほどの件ですけど、こちらの目が届かず、勉強不足もあり、いろいろご迷惑かけているところがありますので、それは謝罪いたします。

周知に関してはネットで公開されていますので十分周知されていると思います。この半年間仕事をしていく中で、条例を見ていくと外れていくところ、それでいてるところ、誤字脱字等が現実に出てきます。それらを踏まえて、職員と一步上の段階から村民サービスを提供するため、総務課長等はじめ、いろいろ皆さんと考えておきます。

あとは、今後新しい条例つくる時にも、いろいろな方の意見、また報告するべきことは報告しながら考えていくとして、今回改めてお願ひいたします。

想です。

村長として何を変えたいかということですが、まずは、村政に対しても、誰一人取り残さない村づくりということで、公正公平な運営をしていきたいと考えています。公正公平と言つうのは簡単ですが、自分がそう思つていても、違う角度から見れば、全く違うように捉えられることもあります。そのためにも、多くの方々の意見を聞くなど、冷静に進めていくことを心がけていきたいと考えています。

また、丹波山村は、財政の厳しい小規模な自治体で、県や国、いろいろな方面から助けてもらうことが必要となっています。今後、事業を進めていく上でも、相手方と対等に話せる知識を身につけるよう学習することと、相手に対する不快な態度を取りないように、おごることなく丁寧な対応をしていきたいと考えております。

**白木昭一** 前政権で公平公正でないような疑わしい部分を私は、強く感じているんですが、その点は前政権についてどう思われているか伺います。

**村長** 公正公平、前政権に限らず、どこの場所でも、いつの時代でも、選挙等も絡んだりして、必ず公正公平、公平公正とうたながらも、できるところは少ないと思います。ですので、私は今後、本当に公平公

正という村になつたなというとこを目指してやつていきたいと考えています。

**白木昭一** 私が今一番心配している問題は、ここ最近、丹波山村でもいろいろな事業に手をつけました。財政は大丈夫なのか、今後の見通しをお尋ねします。

**村長** はつきり言つて、丹波山村の財政は厳しい状況にあります。市川三郷町が毎日のようにニュースで話題になつていますが、交付税に頼る丹波山村にとつては、交付税がなくなることで、市川三郷町を超えるような厳しい状況になつていくと考えられます。ですので、事業を進めていく基本として、地方創生推進交付金など、国や県から補助金を頂いてやつてきます。本当に厳しい状況ですが、事業も進めていかないと、消滅町村という話題も出てますので、バランスを考えながら、今後、進めていく所存です。

**白木昭一** 今、村長の答弁で、地方創生の資金を使っていろいろやりたいということは、どんどん借金が増えるということにも受け止められます。そこで、何を重点にして、何を切り捨てていかなければいけないかを伺います。

**村長** 限られた予算の中なので、優先順位はつけなければいけないと思ひます。ただ、切り捨てるっていう

表現は私はしたくないし、例えば、今ある公共施設が必要なくなれば、財政上いろいろ考えていく必要があります。あと、地方創生交付金で事業を執行していますが、借金は過疎債という形で借りれます。ただ、過疎債は1億円借りても、3割だけ村が払えばいいってことで、村の借金は3,000万円です。ただ、10年間で返済する中で、借金として

## 役場職員の就労環境について

**白木昭一** 役場職員の働きやすい環境づくりの実現について、村長はどういうに考え、指導していくのか伺います。

**村長** 職員の働きやすい環境づくりの実現についてですが、私自身、職員として勤めてきたので、働きやすい職場にしたいと、常にこれを考えていました。仕事は手を抜かずやることが前提ですが、肩の力を抜いて心に少し余裕を持つてできるくらいが、

ラスマント、それぞれに原因があるとのことなので、その会社に個人面談などで相談に乗っていただいている状況です。仕事面やハラスマントは、私が一番の原因である可能性も考えられますので、先ほどの民間の機関や弁護士さんなど、第三者的な視点から指導していただきながら、職員の働きやすい環境づくりを進めています。

私も職員として長くやつてきましたが、職員としてのストレスの大きな原因は信頼関係だと考えています。

計画や相談を上げても、理解できない、何も聞かずに反対する、話しても聞いていない等、逃げるなどの対応は職員にとって逆に逃げ場がなくなります。まず、その解消のために、専門家からの指摘では、仕事面やハ

形が残つてるのは事実です。ですから、そうしたことを踏まえながら、当然財政担当と計画してますが、多分議員の皆さんもそこまでは詳しい内容がつかめないと思いますので、先ほど議運の委員長から、毎月これから勉強会しようという中で今後は皆さんに、また村民に伝わるように公表していきたいと考えています。

に伴う責任を私が負う、職員が困ったことがあつても、逃げないと心がけています。

**白木昭一** 我々議員が最近、パワハラについて弁護士さんに一回講演を聞きました。その後、甲府の自治会館で、パワハラについての法律をつくったメンバーの先生の講演を伺つたところ、職員に精神的または身体的に苦痛を与える言動、職務に関する優越的な関係を行われるも

の、職員の人格や尊厳を害する、あるいは職員の勤務環境を害すること、ここがパワハラの大きい柱になつてます。これに該当すると、罰を受けることになつていますが、もしこういうことがあつても、個人の職員は抵抗もできませんし、どうにもならない。その場合、最高責任者の村長が職員を守らなければいけないと思います。村長が前面に立つて、こういうことを解決する意思があるかどうか伺います。

**村長** 本当に今、パワハラ等、毎日のようにニュースになつてます。特に市町村長が多く、議員も毎日のようにニュースになつてます。私も本當に気をつけるつもりですが、職員時代からの名残もあつて、職員を傷つけるかもしません。やはりパワハラにしても、他のハラスメントにしても、受けの側は本当に精神的にきついと思います。トップとしては、本当にそこを何とか助けてあげたいという気持ちがあります。職

員を守るためにも、来年度は専門会社と協力しながら、さまざまな対応をしていく予定です。議員の皆さんも議員という立場で、何を言つてもパワハラになる可能性があるのかかもしれないのに、その辺を酌んでもらえればありがたいと思います。課長たちが議会で村民のために、村のために執行部としてやつていいけるような環境づくりを私が責任を持ってやつていきます。

## 安心して住み続けることが

### できる村にするために



広瀬直照議員

**村長** 12月1日現在で、人口515人、293世帯となつています。65歳以上の方は226人で、その構成比、いわゆる高齢化率ですか、43.9%となつています。独り暮らしの高齢者となりますと、83世帯、高齢者のみの世帯は34世帯で69人となつています。

改善推進員会、社会福祉協議会が実施している高齢者配食事業があります。これらは定期的に実施していますが、このほかにも、丹波山村ならではと思いますが、ご近所、親戚や仲間の日頃からのお付き合いが濃いですし、移動販売車での販売等の声かけや、農協や郵便局など多くの方が携わっている中で、多分全国平均以上の見守りはできていると考えています。

からも、会長、役員をする会員もない、入ってくれないという話があります。村民の皆さんが65歳になつたら参加してもらい、活性化でくる老人クラブになれば、多分みんなが目指す高齢者見守り、高齢者のための生活、安心・安全というのが一番の近道になると考へてます。

### 広瀬直照

いいろいろな異変を早期に気付いたときの相談体制についてお尋ねします。

**村長** 異変等の伝達ですが、役場にうな見守りができるので、趣味のサークルやボランティア活動に参加して、その仲間同士で見守るという方法を推進しておられるという状況です。それを含め、実際の丹波山の現状を

**広瀬直照** 丹波山村の人口、世帯数、65歳以上の方の人数、その構成比、また、独り暮らしの方の世帯数、そのほか65歳以上の世帯数とその人数についてお尋ねします。

**村長** 村の見守りの状況ですが、民生委員や保健師による訪問、食生活

丹波山の昔からの地域や近所などの見守りなどを含め、当村における、現状での見守りについてお尋ねします。

**広瀬直照** 都市部では丹波山村のよろしい見守りができるので、趣味のサークルやボランティア活動に参加して、その仲間同士で見守るという方法を推進しておられるという状況です。それを含め、実際の丹波山の現状を

して、その仲間同士で見守るという方法を推進しておられるという状況です。それを含め、実際の丹波山の現状を

して、その仲間同士で見守るという方法を推進しておられるという状況です。それを含め、実際の丹波山の現状を

**広瀬直照** 大切なのは、相談しやすい窓口をつくるというのがありました。つい最近、救急電話相談窓口のチラシが配られました。いきなり119番に電話をするのではなくて、相談する窓口ができると。丹波山村には相談しやすい窓口、例えばここに電話をすれば話を受けてくれる等の体制についてお伺いします。

**村長** 相談窓口は、役場住民課でこれまでもしてきましたが、役場は行きにくいという話もあります。ただ、本当に救急が必要な際は、役場に電話をかけるとまた役場から救急に電話しなければなりません。119番に電話すると、都留市の東部消防指令センターで受け付けることになります。そうすると、すぐ救急搬送で出動します。それらを踏まえ、村民に対しても周知はしていきたいと思います。

りましたら、議員の皆様のご理解が必要になりますので、よろしくお願ひいたします。

**広瀬直照** 先ほどの見守り体制の中で、全国的に見守りっていうのはいろいろな形で行われていますが、都市部になると、専門的な体制をつくって行うことがあります。村長の考えの中で、専門的なチームにお願いするような考え方があるのか伺います。

**村長** チームを立ち上げということですが、集落支援員制度等を使い、例えばタ

プレットの使い方が分からなければ教えに行ったり、買物の支援をしたりなど、どういう状況でできるかを今調査、計画中です。  
それと、役場職員もよそから来た人が多くて、住民が顔も知らない状況なので、この秋から職員の名刺に写真を入れて、説明等に伺いがてら配れば、顔や担当者が分かり、電話がかけやすくなるなどの取組をし、できるだけ分かりやすく、頼りやすい村を目指していきたいと考えています。

丹波山村 のみなさまへ

2023年(令和5年)  
10月2日月  
18時から  
始まりました

救急電話相談窓口

携帯電話の場合→#7119  
固定電話・IP電話の場合  
24時間  
365日

↓  
055-223-1418

緊急・重症の時は 速わすくに 119番

山梨県東部消防指令センター  
(都留市消防本部・大月市消防本部・上野原市消防本部)  
0554-45-0119  
〒402-0053 山梨県都留市上谷2丁目2-9

お問い合わせ先 山梨県防災局 消防保安課 055-223-1430

## 村議会を傍聴してみませんか

次回の定例会は、6月11日の開会を予定しています。村議会は、どなたでも傍聴できますので、お気軽にお出かけください。

## 村議会のテレビ放映について

丹波山村CATVでは、村議会の模様を放映しています。放映日等は防災無線でお知らせいたします。

詳しくは、丹波山村議会事務局 電話 0428-88-0211